

平成 28 年 1 月 25 日
鳥取県がん診療連携拠点病院連絡協議会 承認

鳥取県がん診療連携テレビ会議運営要領

(目的)

第 1 条 鳥取県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）規則（平成 20 年 6 月 16 日制定）第 7 条第 3 項の規定に基づき、鳥取県がん診療連携テレビ会議（以下「テレビ会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌)

第 2 条 テレビ会議は、次の事項についての協議または調整等を行う。

- (1) 鳥取県におけるがん診療連携協力体制およびがん医療に係る情報交換に関すること
- (2) 協議会の付議事項に係る調整等に関すること
- (3) 県内のがん診療連携拠点病院等における P D C A サイクルの確保に係る情報共有および相互評価に関すること
- (4) その他がん診療連携に関すること。

(組織)

第 3 条 テレビ会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 協議会規則第 2 条に定める者
 - (2) その他協議会会长が必要と認める者
- 2 前項第一号委員の任期は協議会に準ずる。

(議長)

第 4 条 テレビ会議に議長を置く。

- 2 議長は、鳥取県がん診療連携協議会会长が推薦する者をもって充てる。
- 3 議長は、会議の会務を総理する。
- 4 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 議長は、必要に応じてテレビ会議を招集する。

- 2 委員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その代理人を出席させができる。
- 3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 議長は、テレビ会議の結果を直近の協議会へ付議する。

5 テレビ会議の傍聴を希望する者は、事前にテレビ会議参加病院へ申し出たうえ傍聴することができる。

(事務局)

第6条 テレビ会議の事務を処理するため、事務局を都道府県がん診療連携拠点病院に置く。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。